

第4章 施策・取り組みの総合的展開

- 基本目標 1. 自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる
- 基本目標 2. 自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる
支援体制をつくる
- 基本目標 3. 障害のある方の人権や権利をみんなで守る

基本目標 1. 自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる

障害があっても、分け隔てられることなく、お互いに尊重しあいながら、ともに生きる地域の実現を目指します。

ともに生きる地域とするには、地域社会で「障害のあるなしにかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を目指さなくてはなりません。

障害者福祉についての意識調査では、障害者の生活への関心は7割を超え、障害について学ぶ機会も4割以上となっていますが、30～49歳という壮年期の方の関心が薄く、学ぶ機会も少なくなっていることから、誰もがわかりやすい啓発・広報活動を推進し、障害のある人と地域住民との交流機会を設け、福祉への理解と教育への関心を高めることが重要です。

自分らしく暮らせるまちとするためには、障害についての周囲の理解とともに、自立した生活ができる環境の整備が重要になってきます。就労はもとより、一般就労が困難な障害者の就労を促進するための日中活動の場の確保、地域生活への移行、地域生活の継続に必要な住まいの場と日中活動の場の整備に努める必要があります。

また、日常生活を潤いのあるものとし、孤独感や疎外感を抱かない人々を増やしていくために、ハード・ソフト両面について利用の障壁とならないようユニバーサルデザインに基づいた取り組みを推進するとともに、文化芸術・スポーツ等の取り組みを充実させていきます。

災害時への対策は、豊かな暮らしの基盤となるものです。災害時等の緊急時に対応が難しくなる社会的に弱い立場の人々への対策を整え、災害時の備えについて検討を重ねていきます。

1. 総合的な障害福祉システムの構築

「障害」は、身体・知的・精神というくくりだけでなく、各自の個性と同様に多様であり、社会との関係性の中で必要とされる支援も異なってきます。複合化するニーズに対応するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の様々な関係機関が連携を図り、総合的な障害福祉システムの構築に向けて取り組んでいきます。

また、地域生活支援拠点等を面的に整備し、障害のある人を取り巻く環境の変化等に迅速に対応していきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
★ 自立支援協議会	障害のある人等への支援体制に関する地域課題を共有し、問題解決のための方策等について協議を行います。障害の特性に応じ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。	社会福祉課
複合的課題解決への縦割りを越えた連携体制の構築	高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへ対応できるよう、体制構築に向けた検討を行います。	社会福祉課
★ 地域生活支援拠点等の整備	障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」においても、地域での生活の維持を図るために地域生活支援拠点等を面的に整備し、障害のある人を取り巻く環境等に迅速に対応しながら、さらなる充実を図ります。	社会福祉課

注) 表中の「★」は、障害福祉計画との重複を表しています。(以下、同様です。)

2. 相互理解の推進

「障害」で被る不利益は「社会的障壁によるもの」という観点から、障壁の一つとなっている理解不足を解消していくために、相互理解への取り組みを進めていきます。

地域で生活するすべての人が、障害について理解し、互いを尊重できるように、より一層の情報提供と啓発活動に取り組んでいきます。また、多くの人々が福祉への理解や関心を高める方法や手段について検討し、多様な媒体を活用した啓発・広報活動の推進を図ります。

取り組み	事業内容	事業主管課
情報発信・啓発活動	市広報、市のホームページを活用するとともに、啓発パンフレット等を作成し、障害や障害のある人について広く情報を発信します。「障害者週間」等における啓発活動により市民や地域の企業の理解を深めます。	社会福祉課
地域住民との交流機会の拡充	障害のある人と地域住民との交流の機会を拡充し相互の理解を促進するため、障害者団体や福祉団体等の取り組むスポーツ・文化・芸術活動やイベントの開催を支援し、地域住民の積極的な参加を促します。	社会福祉課
★ 理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域、小学校や中学校において、精神障害や発達障害等目に見えない障害を含め、広く障害の特徴や障害のある人に対する理解を深める研修等を行います。	社会福祉課
障害者自主生産品販売における交流機会の拡充	地域住民との交流の機会を増やす一つとして、販売を通じた就労支援の場（*注）を新たに設置します。また、岩沼市等が行う様々なイベントにおいて、福祉サービス事業所等が作品や生産物等を販売できるよう支援します。	社会福祉課

（*注）市の指定管理者が管理運営。市内の福祉サービス事業所の生産物等を販売する。

3. 次世代を担う子どもたちへの福祉教育の充実

地域、学校等において、障害のある人とふれあう機会をもつことで、障害のある人に対する理解を深める継続的な福祉教育の推進に努めます。また、相互理解を深めるための活動を進めるとともに、障害の特性や必要な配慮に係る周知を行い、地域の理解と協力を求めています。

取り組み	事業内容	事業主管課
小・中学校や保育所、放課後児童クラブ等での理解促進	小・中学校や保育所、放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもと障害のない子どもがともに過ごす交流の場において、相互理解を深めるための活動を一層促進します。	学校教育課 子ども福祉課
小・中学校における福祉教育の推進	小・中学校等において、障害者団体、社会福祉協議会と連携し、福祉体験学習等による交流と共同学習の機会を設け、障害のある人に対する理解と認識を深めるための教育を推進します。	学校教育課
★ 理解促進研修・啓発事業（再掲）	障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域、小学校や中学校において、精神障害や発達障害等目に見えない障害を含め、広く障害の特徴や障害のある人に対する理解を深める研修等を行います。	社会福祉課

4. ユニバーサルデザインの推進

障害者権利条約では、ユニバーサルデザインとは「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。」とされています。

この『最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる』というユニバーサルデザインの考え方を基本に、バリアフリーのまちづくりを進め、ユニバーサルデザインのまちづくりへの理解を深めるための普及啓発活動に取り組んでいきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
住まいのバリアフリー化の推進	障害のある人が安心して暮らせるために、障害のある人の住宅改修相談、住宅改修費給付等、バリアフリー改修工事に伴う減税等について、周知を進め、住まいのバリアフリー化を推進します。	社会福祉課 介護福祉課 税務課
ユニバーサルデザインによる設備の整備	これまで取り組んできた歩道の段差の解消について引き続き整備に努めます。また、身体障害者トイレへのさらなるオストメイト（※3）対応設備の設置について検討する等、ユニバーサルデザインによる設備の整備に引き続き努めます。	土木課 復興都市整備課
コミュニケーション支援の充実	聴覚障害のある人へのコミュニケーション手段を確保するため、市受付窓口における手話通訳者等の設置に努め、手話通訳者、要約筆記通訳者等の派遣事業の充実を図ります。	社会福祉課
情報機器の普及とわかりやすい情報発信	視覚障害のある人が使用する音声コードをはじめとする障害のある人への情報機器の普及を図るとともに、情報通信技術の活用を検討します。ルビを振る、イラストを活用する等、表現方法を工夫した、わかりやすい情報の提供に取り組めます。	社会福祉課 さわやか市政推進課

★5. 文化芸術、スポーツ活動の充実

障害のある人が、文化芸術、スポーツ活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、人材の養成等も含めて、障害の有無にかかわらず、文化芸術、スポーツ活動を行うことのできる環境づくりに取り組んでいきます。障害のある人の文化芸術活動に対する支援や芸術作品の展示等を推進するための仕組みを検討していきます。

また、生涯学習の観点から、市民図書館で障害のある人も利用できる資料の収集や読み聞かせの会等に参加できるよう、障害のある人に配慮した活動に取り組んでいきます。

※3 オストメイト：人工肛門、人工膀胱を持つ人。

取り組み	事業内容	事業主管課
文化芸術の推進・支援	障害のある人が文化芸術活動に親しむことができるように、施設設備の整備を進めます。 質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を拡充するために、利用、鑑賞料金について特別料金を検討します。 社会福祉協議会や特別支援学校、市内小中学校等と連携して、障害のある人の芸術作品展示会や交流会等の事業の実現に努めます。	生涯学習課
障害者スポーツの推進・支援	障害のある人がスポーツを楽しむことができるように、施設設備・運動用具の充実に努めます。 障害のある人もない人も一緒に、ふれあう活動を行うことができるように、スポーツ・レクリエーション教室やイベント等の事業の実現に努めます。	スポーツ振興課
市民図書館での点字・録音図書の貸し出し等の充実	市民図書館の蔵書に、点字図書や録音図書等の充実に図り、貸し出しを行います。 絵本の読み聞かせの会等に参加できるように、未就学児童で障害のあるお子さんの保護者に対し、活動や取り組み等の周知に努めます。	生涯学習課

6. 障害者就労の総合的支援の推進

ハローワーク、自立支援協議会、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、岩沼市社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化し、障害のある人の一般就労の受入先の確保、就労・生活面の一体的な就労支援を充実させ、一般就労への移行のしやすさと就労後も安心して生活できる支援を提供していきます。

障害のある人のそれぞれの特性に応じた福祉的就労、生活上の訓練等、求められる日中活動につなげるため、事業所との連携を深めるとともに、相談支援・生活支援の充実を図り、多様な活動の場、社会資源の確保に努めます。

取り組み	事業内容	事業主管課
★ 障害者の職場定着の推進	民間企業へ各種助成制度の周知や活用を働きかけ、障害者雇用の拡大に努めます。また、障害のある人の雇用・定着を図る企業に対し、障害者雇用奨励金の支給を行い障害のある人の職場定着を推進します。	社会福祉課
★ 福祉的就労から一般就労への移行促進	自立支援協議会、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関との連携の強化を図り、一般就労への移行を支援します。	社会福祉課

取り組み	事業内容	事業主管課
★ 更生訓練費給付事業	障害福祉サービスの決定を受けた生活保護受給者等に対し、更生訓練を実施する施設での訓練のための経費及び通所のための経費を給付することにより、社会復帰の促進を図ります。	社会福祉課
福祉的就労の場の活性化	福祉的就労の場の活動を活性化するため、魅力ある商品づくりや商品の販路拡大等、事業所における工賃引上げの取り組みについて支援します。また、福祉施設の受注拡大を進めるため、優先発注の促進を図ります。	社会福祉課
障害者雇用の促進	国や県、労働部局と連携して、障害者雇用の促進を図ります。	社会福祉課

7. 障害者の防災対策の推進

災害時等の緊急時には、障害のある人等介助等の支援を必要している人へ、被害・損害等が現れやすくなります。東日本大震災を教訓に、安否の確認、情報の伝達、避難の対応、避難所等での被災後の生活支援等、地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害のある人の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じた防災対策・地域支援体制の構築を促進します。

取り組み	事業内容	事業主管課
地域ぐるみによる防災体制の構築	障害のある人が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むために、総合防災訓練や地域で実施する防災訓練への参加促進、防災研修での情報交換等を通して、障害のある人と地域とのコミュニティ形成を支援し、緊急時でも効果的な支援が行える体制を整備します。	防災課
情報伝達手段の確保と情報伝達体制の構築	障害の特性に応じた平時の情報提供について関係機関や団体と連携・協力するとともに、災害時に確実に情報伝達できる体制の構築に努めます。	防災課
災害時の協力体制の構築	災害時の生命維持にかかる物品の供給、電源等のライフラインの確保、医療ケアにかかる協力体制を構築に努めます。	社会福祉課
災害発生時の福祉避難所の開設	災害発生時に、一般避難所で対応困難な障害のある人等に対し、福祉避難所を開設します。	防災課 社会福祉課

基本目標2. 自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる支援体制をつくる

障害があっても、人とのつながりの中で多様な能力を十分に活かし、自分らしく輝くことが生きがいとなるまちづくりを目指します。

障害のある人が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らしていくためには、障害のある人やその家族の多様なニーズにきめ細かく対応することが必要です。このため、障害のある人が地域での自立と参加を目指す生活を基本に、障害の特性に応じたライフステージごとの仕組みづくりが求められています。その中核となる相談支援事業は、地域の実情に応じた相談や支援、情報提供ができるように、市町村事業として位置づけられています。障害のある人の抱える課題の整理や適切なサービス利用に向けた障害者ケアマネジメントが求められる中、地域におけるサービスの現状の把握や社会資源の開発、改善を行うサービス調整の仕組み、位置づけをどう考えるべきか等、相談支援体制づくりの検討とケアマネジメントによるきめ細かな支援が必要です。

また、相談支援事業を軸としながら自立支援協議会を活用することで、新たな社会資源の活用とネットワーク形成の一層の充実を図ることが必要です。地域の実情にあわせ、関係機関との連携を密にすることで、求められる適切な障害福祉サービス等につなげる支援体制を強化しなければなりません。

さらに、障害のある人と支える人たちがともに生きがいをもって暮らせる地域社会にしていくには、身近で支える家族や支援者を支援していくことも重要です。障害のある人を支える支援者もいきいきと暮らせるような地域社会を構築していくため、支援者への支援にも積極的に取り組み、心身ともに負担を軽減し、暮らしを豊かにする地域づくりに取り組んでいきます。

1. 障害者を支える相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

「障害」は、各自の個性と同様に多様であり、支援のあり方も個々それぞれに異なるため、障害のある人やその家族には、信頼できる相談先の確保が重要な課題となります。相談内容は日常生活全般にわたるため、市ではライフステージや障害特性に応じた総合的な相談をコーディネートできるよう、各専門機関と連携し、総合的な相談体制の整備を図ります。

また、気軽に相談してもらうために、相談窓口の充実に努め、障害種別に応じた専門機関や関係機関の相談窓口についても積極的な情報提供を行っていきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
総合的な相談支援 コーディネート	様々な問題を抱える障害児者やその世帯に対して、各種専門相談機関と連携する等、総合的に支援できる相談支援体制の構築についての検討を行います。	社会福祉課
基本相談支援の充実	障害のある人や福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整や権利擁護のために必要な支援を行います。	社会福祉課
計画相談支援の充実	障害のある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整等を行います。	社会福祉課
相談窓口の周知	各種手続きの際に相談支援事業所について情報提供するほか、市広報、市のホームページ、FMラジオ等での積極的な周知を図ります。 また、障害種別に応じた専門機関や関係機関の相談窓口についても周知に努めます。	社会福祉課 さわやか市政推進課

(2) ネットワークの確立

乳幼児期から成人期、高齢期までの各ライフステージに対応した、地域の一貫した支援体制を構築するため、保健、福祉、教育の市担当部局相互の緊密な連携を図るとともに、特別支援連携協議会や自立支援協議会でのネットワーク会議の開催により、地域全体の相談支援の対応力向上を図ります。

取り組み	事業内容	事業主管課
★ ネットワーク会議の開催	自立支援協議会において、保健、医療、福祉、教育等の関係機関とともに学び、地域課題について情報交換できる場として、また、支援者どうしの顔の見える関係作りの場として、ネットワーク会議を開催することで地域全体の相談支援の対応力向上を図ります。	社会福祉課
★ 特別支援連携協議会による各部局の連携強化	特別支援連携協議会において、障害のある幼児・児童・生徒に対する切れ目のない支援を提供する体制構築のため、保健、保育、教育、障害等の各部局の連携強化を図ります。	学校教育課

★（３）相談支援の包括的相談機能（基幹機能）の整備

障害のある人の増加、ライフスタイルの多様化によるニーズの多様化等、相談件数や複合化案件の増加が見込まれることから、自立支援協議会の運営を中心として、人材育成、地域アセスメント等を行い、包括的な相談支援体制を構築します。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの設置について検討し、地域の実情に配慮したきめ細かな相談体制づくりに努めます。

取り組み	事業内容	事業主管課
相談員等の人材育成	相談員等の質の向上を図るため、研修の機会や情報交換の場等を確保し、スキルアップに努めます。	社会福祉課
地域アセスメントと情報の共有	地域の概況、社会資源、住民ニーズ等の地域の状況を把握し、分析していくことで地域の課題やニーズを明確にし、関係者と情報を共有していきます。	社会福祉課
自立支援協議会の運営	地域生活支援体制や相談支援の評価及び検討、地域課題に応じた専門部会や作業部会、プロジェクト等の協議会運営を行います。	社会福祉課
基幹相談支援体制の構築	地域の相談支援の拠点として、人材育成、地域アセスメント、自立支援協議会の運営等を行い、包括的な相談支援体制を構築します。	社会福祉課

2. 障害者を支える地域の福祉サービスの充実

★（1）障害福祉サービス等の充実

障害があっても、地域の中で役割や生きがいをもって自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向け、障害のある人とその家族が必要とするサービスを選択して利用できるように、提供基盤の充実を図ります。また、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるための経済的負担を軽減する支援やサービスの充実に取り組みます。

障害福祉サービスは、障害のある人の日常生活を支援し、自立した生活をサポートしていくためのものです。地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で支援していくためのもので、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

障害のある人や児童が必要とするサービスは、社会の生活スタイルの変化によって内容も変わってくるため、今後もニーズを適確に把握し、支援のあり方についての検討を継続していきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
障害福祉サービスの給付	障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、介護、訓練等給付を行うとともに、適正な給付の実施に努めます。	社会福祉課
地域生活支援事業	障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」等の地域生活支援事業の充実に取り組みます。	社会福祉課
自立支援医療費給付	障害のある人の日常生活の向上のため、障害を軽くし、身体機能を回復させるための自立支援医療費給付を行うとともに、適正な給付の実施に努めます。	社会福祉課
補装具費の給付	障害のある人の身体機能を補完又は代替し、日常生活をしやすいするため、必要な補装具費給付を行うとともに、適正な給付の実施に努めます。	社会福祉課
障害児に対するサービスの給付	障害児が障害特性に応じた療育が行えるよう、児童福祉法に基づく障害児通所支援等給付を行うとともに、適正な給付の実施に努めます。	社会福祉課

取り組み	事業内容	事業主管課
障害者に対するサービス提供体制の確保	障害のある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、障害のある人やその家族等のニーズを把握し、自立支援協議会において必要なサービスと提供できる体制について検討を行いながら、体制の確保に努めます。	社会福祉課
障害児に対するサービス提供体制の確保	障害児が地域で安心した生活ができるよう、障害児やその家族等のニーズを把握し、保育所、放課後児童クラブ等において必要なサービス提供ができる体制の確保に努めます。 また、児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援事業等が提供できる体制の確保に努めます。	社会福祉課
市独自のサービスの給付	福祉タクシー利用助成や燃料費助成、精神障害者コミュニティサロン等、社会参加の促進や自立を促す市独自のサービス提供により、障害のある人に対する制度の充実に努めます。	社会福祉課

★（２）障害特性に応じた専門性の確保

障害は個性と同じように人それぞれに異なっており、支援のあり方も人によって異なります。「障害」とは、幅広い概念であり、身体障害や知的障害、精神障害等の中にも細かく障害は分かれており、これらの障害のケアマネジメントには専門性が必要とされます。また、複数の障害がある人も多く、重複障害に対応していくためには、各専門家と関係各機関の連携が重要になります。さらに、ライフステージによっても支援のあり方が異なってくることから、様々な専門家と各関係機関が情報を共有し、包括的な支援を受けられる体制の整備に取り組んでいきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	自立支援協議会において、精神障害の特性に応じた支援のあり方を協議し、保健・医療・福祉関係者の連携体制を強化できる場を設けます。 また、協議した内容が地域包括ケアシステムの中で反映され、地域福祉施策として取り組める体制の構築に努めます。	社会福祉課

取り組み	事業内容	事業主管課
発達障害に対応した支援体制の構築	発達障害に対する理解を深め、発達障害児(者)が地域において安心して生活できるよう、医療機関や、発達障害者支援センター等の関係機関と連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。また、保健、保育、教育、障害等の各部局の連携強化を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築に努めます。	社会福祉課 子ども福祉課 健康増進課
難病患者への福祉サービス等の情報提供	難病患者に対して関係機関と連携し、福祉サービス等の情報提供を行います。また、難病に対する正しい知識の普及を図ります。	社会福祉課
医療的ケアに対応した支援体制の検討	自立支援協議会において、医療的ケアが必要な障害児(者)に対するサービス提供体制、関係機関との連携体制、継続的に一貫した療育・訓練・支援を提供できる総合的な支援体制について、協議する場を設けます。	社会福祉課
保健医療との連携強化及び体制の充実	保健・医療サービスの充実を図り、疾病や障害を早期に発見し、適切な医療につなぎ、障害の重症化予防、軽減に努めます。また、障害のある人が身近な地域で適切な医療、リハビリテーションが受けられるよう、医療機関や保健所等と連携強化に努めます。	社会福祉課 健康増進課

3. 障害者を支える人づくり

(1) 支援者支援

支援者に対する支援は、安定した支援を継続していくためにも重要な取り組みであり、障害のある人を支える基本として、支援者支援の体制づくりに積極的に取り組んでいきます。

また支援の輪を広げ、地域全体でのサポートを可能とするよう、自発的活動支援事業を推進し、地域住民の参画を図ります。

取り組み	事業内容	事業主管課
支援者支援の体制構築	自立支援協議会において、支援者が継続して従事していくために、研修の機会や情報交換の場等支援者支援の体制構築について検討します。	社会福祉課
★ 自発的活動支援事業	地域住民を対象に、障害を理解し支援するボランティアの養成等を行います。	社会福祉課

(2) 家族支援

障害のある人を身近で支える家族が、障害のある人と同じようにいきいきと暮らせるように、支援のあり方や悩みについての情報交換ができる場を設け、人々との交流を通じて家族を支えていく取り組みを行っていきます。

また、介護の負担軽減のために、一時的に介護を代理するレスパイト支援や一時預かり保育等を充実させる等、家族を支える取り組みを推進していきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
家族が支援を学ぶ機会の提供	自発的活動支援事業・母子通園施設等にて家族が支援を学ぶ機会を提供していきます。	社会福祉課 子ども福祉課
家族の情報交換の場の確保	ピアサポートとして、家族や当事者が出会い、ともに学び支えあう場として、自発的活動支援事業においてサロン活動を行います。	社会福祉課
障害者団体等の活動支援	障害のある人だけでなく、家族がいきいきと生活できるよう、情報交換や分かち合い、さらには啓発活動等の障害者団体活動を支援します。	社会福祉課
家族のレスパイト支援	介護者の介護負担の軽減のため、日中一時支援、短期入所等の提供体制の整備に努めます。	社会福祉課
障害児保育・学童保育の充実	家族の就労、介護時等で保育を必要とする場合、保育所や放課後児童クラブにおいて発達障害等軽度の障害がある乳幼児及び児童を受け入れられるよう、事業の充実に取り組みます。	子ども福祉課

基本目標3. 障害のある方の人権や権利をみんなで守る

障害があっても、人権を損なうことなく、障害者に配慮し、障害に基づくいかなる差別もなくし、みんなで権利を守ることを目指します。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対象となる障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、学校等での福祉教育の推進、企業や諸団体に向けた啓発活動等を行っていきます。

また、障害のある人の人権にも配慮し、日常生活の中で何気なく行われている人権の侵害や差別的行為について、多くの市民に知っていただくために、幅広い広報・啓発活動を実施し、障害のある人の権利が守られる地域社会を目指した取り組みを行っていきます。虐待については、閉塞した場で行われることが多いことから、事業者等へ注意を促がし、虐待について学ぶ機会を提供するとともに、虐待が発生した場合の迅速な対応に向けた体制の構築を図っていきます。

さらに、消費者犯罪等による犯罪被害の防止も重要です。消費活動における犯罪は、年々巧妙さを増しており、消費者の弱い部分を狙った犯罪が増えています。関係機関からの情報収集をはじめとして、啓発活動による犯罪被害の防止に努めるとともに、被害者の相談窓口の整備も検討していきます。

1. 意思決定支援の充実

民生委員・児童委員、自立支援協議会、相談支援事業所、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理や財産管理の支援に関する積極的な相談活動に努め、人権に配慮した権利擁護の取り組みを推進します。支援にあたっては、障害のある人の意思や意向を尊重できるよう、決め細やかな情報提供等を行うほか、意思決定支援の必要性について関係機関への周知に努めます。

また、成年後見制度の利用促進、犯罪被害の防止に向けた地域の関係機関との連携協力体制を構築します。

取り組み	事業内容	事業主管課
相談支援事業	計画相談や基本相談において、きめ細やかな情報の提供や、決定を下支えする十分な体験・経験に基づき、障害のある人本人が意思や意向を選択あるいは決定できる支援を行います。	社会福祉課
日常的な金銭管理や財産管理の支援	障害により判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理や財産管理の支援、相談について関係機関と連携に努め、制度等の利用促進を図ります。	社会福祉課
★ 成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度を利用するための必要な支援を行います。また、低所得者に対して、申し立ての費用や成年後見人に対する報酬助成を行います。あわせて、成年後見制度利用促進に向け、研修会や市広報を通じた普及啓発に努めます。	社会福祉課 介護福祉課
消費者としての保護と防犯活動	障害のある人が犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめとする地域の関係機関と連携し、防犯活動を展開します。また消費者としての障害のある人を保護するため消費生活相談の窓口や機関を周知する等啓発活動に努めます。	生活環境課 商工観光課

★ 2. 障害者虐待の防止対策の推進

障害のある人への虐待を防止するため、市民への普及啓発を努めるとともに、通報窓口の周知を図ります。

また、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止のため、事業所等への研修を行い、関係機関との支援・協力体制を整備します。

取り組み	事業内容	事業主管課
虐待防止に関する周知、啓発	障害のある人への虐待を防止するため、市広報、市のホームページや、パンフレット等により、市民への普及啓発を努めるとともに、通報窓口の周知を図ります。	社会福祉課
事業所等への権利擁護研修	障害者虐待防止の基礎知識や障害のある人の権利擁護に関する意識啓発、具体的な虐待防止の体制づくりや取り組み等、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と、権利擁護制度を学ぶ機会の提供に努めます。	社会福祉課
虐待防止のための協力体制の整備	障害のある人への虐待を防止するため、地域の関係機関との支援・協力体制を整備します。	社会福祉課

取り組み	事業内容	事業主管課
障害者虐待の防止 (虐待防止センター)	関係機関と連携し、障害のある人に対する虐待の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合における障害のある人の保護等、迅速かつ適切な対応に努めます。	社会福祉課
緊急時の受入体制の整備	虐待を受けた障害のある人に対し、一時避難のため、市内の福祉サービス事業所において居室を継続して確保します。	社会福祉課

★3. 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対象となる障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。差別は無意識に行われていることもあり、差別について理解することも、差別の解消には重要です。そのため、合理的配慮や不当な差別について周知を図り、市をはじめとして各関係機関と連携して、差別の解消に向けた取り組みを推進していきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
差別解消法の周知、啓発	障害を理由とする差別の解消のため、合理的配慮や不当な差別的取扱いの禁止等、差別解消法について周知、啓発に努めます。	社会福祉課
行政職員への啓発、合理的配慮の提供	すべての職員に対して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、意識啓発を行うとともに、市の事業、施設等において、合理的配慮の提供を行います。	政策企画課
差別解消の推進	自立支援協議会において、障害を理由とする差別の解消における協議を行うことで、差別の解消を推進します。	社会福祉課

